

釧路市短期集中予防サービス実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、釧路市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱(以下「釧路市総合事業実施要綱」という。)に規定する短期集中予防サービス(以下「サービス」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、この要綱において定めるものの他、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針(平成27年厚生労働省告示第196号)、地域支援事業実施要綱(平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」)及び釧路市総合事業実施要綱の例による。

(目的)

第3条 このサービスは、保健および医療の専門職が短期間において提供するプログラムの利用を通じ、要介護状態となることを予防し、その居宅において自立した活動的で生きがいのある生活を営むことができるよう支援することを目的とする。

(実施主体)

第4条 このサービスの実施主体は、釧路市とする。ただし、適切な事業運営が確保できると市長が認めた法人等(以下「事業者」という。)に委託することができる。この場合において、市は委託を受けようとする事業者より、様式第13号により申し込みを受けるものとする。

(サービス内容)

第5条 このサービスの内容は、次の各号に掲げるプログラムとする。

- (1)運動器の機能向上プログラム
- (2)口腔機能向上プログラム
- (3)認知機能向上プログラム
- (4)第1号から第3号までを組み合わせたプログラム(以下「複合プログラム」という。阿寒地区、音別地区のみでの実施とする。)

(対象者)

第6条 このサービスの対象となる者は、釧路市総合事業実施要綱第4条の規定に該当する者であって、介護予防ケアマネジメントに基づき利用が適当と判断された者とする。なお、利用するプログラムはアセスメントに基づき、対象者に必要とされるものを選択する。

- 2 プログラムの利用にあたり、必要な場合には、医師の判断を仰ぐこととする。
- 3 このサービスの運動器の機能向上プログラム、認知機能向上プログラム、複合プログラムのい

ずれかを利用した後、その利用日の属する年度とその翌年度は上記のいずれのプログラムも再度利用することはできず、翌々年度に機能低下がみられた場合は利用可能とする。なお、上記にかかわらず、対象者の状態の変化があった場合には、介護予防ケアマネジメント実施者と市でサービスの利用について協議するものとする。

- 4 口腔機能向上プログラムについては、他プログラム利用日の属する年度もしくは翌年度の利用を可能とする。また、口腔機能向上プログラムを利用した日の属する年度とその翌年度は同一のプログラムは利用できないものとする。

(サービス提供期間)

第7条 同一の利用者に対してサービスを提供する期間は、3か月とする。ただし、運動器の機能向上プログラムに限っては、機能向上が見込まれる場合のみ、例外的に一度の延長を認めるものとし、その判断については、介護予防ケアマネジメント実施者のアセスメントに基づくものとする。

(サービスの流れ)

第8条 このサービスは、第1号から第6号までの流れに沿って実施する。また、事業者は、日常生活上の運動に関する相談や地域での自立活動促進のための個別相談等による定期的なフォローアップを行い、日常生活での取り組みの継続、定着を支援するとともに、その内容を下記の様式に記載するものとする。

- (1) 事前アセスメントの実施 (様式第5号)
 - (2) 個別サービス計画の作成 (様式第6号)
 - (3) 個別サービス計画の説明と同意
 - (4) プログラムの実施
 - (5) 事後アセスメントの実施 (様式第5号、様式第6号)
 - (6) 評価 (様式第8号)
- 2 事業者は、前項の他、参加者名簿の作成および参加の同意書を得るものとする。(様式第10号、様式第11号) また、同意書については、事業者が5年間保管し、事故が起きた場合には市へ提出をする。

(サービス提供の記録・報告)

第9条 事業者は、次の各号に掲げる記録をし、整備するものとする。

- (1) 事前事後アセスメント表を通して実施効果(当初の目的の達成度、利用者の満足度等)を評価し、利用者と共に、介護予防ケアマネジメントを実施した地域包括支援センター及び指定居宅介護支援事業者へ報告するものとする。
 - (2) 個別サービス計画並びにサービス提供経過記録、その他必要な書類を整備し利用者の状況並びに変化を記録するものとする。
- 2 前項の記録については、その完結の日から5年間保存するものとする。

(届出の義務)

第10条 介護予防ケアマネジメントを実施した者は、利用者が次の各号に該当するときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) サービスの利用を中止するとき
- (2) 氏名、住所等に変更が生じたとき
- (3) 医療機関等に入院(入所)し、以後プログラムの全てに参加できる見込みがなくなったとき
- (4) サービスの対象者でなくなったとき
- (5) 疾病、その他健康上等の理由で長期にわたりサービスの利用が困難となったとき

(中断等)

第11条 市長は、対象者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、この事業の利用を中断又は、停止することができる。ただし、中断した場合、速やかに地域包括支援センター等に報告し適切な対応をとるものとする。

- (1) 医療機関等に入院(入所)し、以後プログラムの全てを修める見込みがないとき
- (2) 疾病、その他健康上等の理由で長期にわたりサービスの利用が困難と認められるとき
- (3) 市又は受託者の指示に従わず、他に危害を加える恐れがあると認められるとき
- (4) 本人の心身の状態等から事業の利用の意思がなくなったとき
- (5) 要介護認定を受け、その有効期間が開始となったとき
- (6) その他特に市長が不相当と認めたとき

(プログラムの実施期間・回数)

第12条 各プログラムの期間及び回数は次の各号の通りとし、期間・回数が満たない場合についてはサービスの実施とみなさないものとする。ただし、やむを得ない事由と市長が認めた場合はこの限りではない。

- (1) 運動器の機能向上プログラム 1クール12回(月4回×3か月を基本とする)
- (2) 口腔機能向上プログラム 1クール4～6回 (月1～2回×3か月を基本とする)
- (3) 認知機能向上プログラム 1クール12回 (月4回×3か月を基本とする)
- (4) 複合プログラム 1クール12回 (月4回×3か月を基本とする)

(利用定員)

第13条 各プログラムの基本定員は次の各号の通りとし、最大定員については、各事業者において設定し、市長へ届け出ることとする。また、1クールの開催回数に残り3分の2以上あり事業者が可能な場合には定員の範囲内において、利用者の随時登録もできるものとする。なお、地域や実施時期等の実情に応じ定員に満たない場合においても市長の判断により事業を実施できるものとする。

- (1) 運動器の機能向上プログラム 5～8人
- (2) 口腔機能向上プログラム 1～6人
- (3) 認知機能向上プログラム 5人

2 複合プログラムについては、前項の規定を勘案しながら、市が適宜決定するものとする。

(従事者)

第14条 本事業を安全かつ効果的に実施するため、各プログラムの従事者は次の各号の通りとし、介護保険並びに老年学等の知識を持つ者とする。

(1) 運動器の機能向上プログラム

原則として、リハビリ専門職(理学療法士、作業療法士)を配置するものとする。ただし、リハビリテーション専用のマシン運動等の個別に負荷を調節できるものを実施する場合は、その指導に関する知識と技術を持った保健師、看護師、准看護師が実施してもよい。

(2) 口腔機能向上プログラム

歯科衛生士、言語聴覚士等の専門職を配置するものとする。

(3) 認知機能向上プログラム

認知症に関する専門的知識を有すると市が認めたスタッフ(研修を受講した者等)を配置するものとする。また、体調確認、事前事後アセスメントについては保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士等の医療専門職が行うものとする。

(4) 複合プログラム

複合するプログラム内容に応じた専門職を配置するものとする。

(安全管理体制)

第15条 各プログラムの実施にあたっては、安全管理に十分配慮し事故を未然に防止するとともに、事故防止・対応マニュアルを整備し実施することとする。また、必要に応じて安全委員会を開催し、次の各号の事項について確認を行うものとする。

(1) 対象者から除外すべきものの要件に該当する場合、医師の指示の確認

(2) 転倒予防対策を含めた運動を行う際の留意点の遵守

(3) 事故防止・対応マニュアルの内容の確認及び更新

2 運動器の機能向上プログラム及び認知機能向上プログラムの実施においては、医療専門職が有事に際して速やかに対応できる体制を整えておくこととする。

3 事業の実施にあたり、救急カートやAED(自動体外式除細動器)等の整備をするとともに、定期的に点検をするものとする。

(事故発生時の対応)

第16条 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防ケアマネジメントを行う地域包括支援センター等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は、前項の事故の状況及び当該事故に際してとった処置について記録し、すみやかに報告するものとする。(様式第12号)

3 事業者は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに、その損害を賠償するものとする。

4 事業者は、前項の事故による損害を賠償するために必要な保険等に参加するものとする。

(非常災害対策)

第17条 事業者は、非常災害に関する具体的な計画を立て、それを従業員および利用者に周知するものとする。

(設備)

第18条 事業者は、サービスの実施にあたり、事前事後アセスメントの実施を含め、高齢者に配慮した安全かつ十分なスペースを確保するものとする。

(地域包括支援センター等との連携)

第19条 事業者は、サービス提供に当たっては、介護予防ケアマネジメントを行う地域包括支援センター等、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

2 事業者は、サービスの終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防ケアマネジメントを行う地域包括支援センター等に対する情報の提供に努めるものとする。

(利用料等の受領)

第20条 対象者がサービスを利用したときの利用料は、1回につき100円とする。ただし、教材費、食材費等に関わる実費負担が生じる場合は、別途徴収することができる。

2 前項に定める利用料は、利用者が事業者に直接支払うものとする。

(領収証の交付)

第21条 事業者は、サービスの提供に関して、利用者から利用料、その他の費用の支払を受けたときは、当該支払をした利用者に対し、領収証を交付するものとする。

(経費の支払)

第22条 市長は、このサービスを委託により実施した時は、事業者から提出された実績報告に基づき内容を審査した上で事業者からの請求に基づき、この事業に要した経費を事業者に支払うものとする。

(衛生管理等)

第23条 事業者は、このサービスの従業者の清潔の保持及び健康の状態について、必要な管理を行うものとする。

2 事業者は、利用者が使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるものとする。

3 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう

努めるものとする。

(秘密保持等)

第24条 事業者および本サービスの従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 事業者は、本サービスの従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じるものとする。

(事業の廃止又は休止の届出及び便宜の供与)

第25条 事業者は、サービスを廃止又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1か月前までに、次の各号に掲げる事項を市長に届け出るものとする。ただし、クールの実施期間中におけるサービスの廃止又は休止はできないものとする。

(1) 廃止又は休止しようとする年月日

(2) 廃止又は休止しようとする理由

(3) 現にサービスを受けている者に対する措置

(4) 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

2 事業者は、前項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日の前1か月以内にサービスの提供を受けていた者であって、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該サービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要なサービスが継続的に提供されるよう、地域包括支援センター等、他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。

(状況報告等)

第26条 市長は、必要があると認めるときは、事業者に対し、サービスの運営について随時報告させ、又は実地に調査し、必要な指示をすることができる。

(補則)

第27条 この要綱に定めるもののほか、サービスの実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。